

新たな資源管理について

令和 2 年 9 月
水産庁

新たな資源管理の流れ

【 資源調査 】

(行政機関／研究機関／漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ 漁獲情報（漁獲量、努力量等）
- ・ 漁獲物の測定（体長・体重組成等）

○調査船による調査

- ・ 海洋観測（水温・塩分・海流等）
- ・ 仔稚魚調査（資源の発生状況等）等

○海洋環境と資源変動の関係解明

- ・ 最新の技術を活用した、生産力の基礎となるプランクトンの発生状況把握
- ・ 海洋環境と資源変動の因果関係解明に向けた解析

○操業・漁場環境情報の収集強化

- ・ 操業場所・時期
- ・ 魚群反応、水温、塩分等

【 資源評価 】

(研究機関)

行政機関から独立して実施

○資源評価結果（毎年）

- ・ 資源量
- ・ 漁獲の強さ
- ・ 神戸チャート（※） など

※ 資源水準と漁獲圧力について、最大持続生産量を達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

○資源管理目標等の検討材料（設定・更新時）

1. 資源管理目標の案
2. 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量等の推移（複数の漁獲シナリオ案を提示）

【 資源管理目標 】

(行政機関)

関係者に説明

1. ①最大持続生産量を達成する資源水準の値（目標管理基準値）
②乱かくを未然に防止するための値（限界管理基準値）
2. その他の目標となる値（1. を定めることができないとき）

【 漁獲管理規則（漁獲シナリオ） 】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

【 操業（データ収集） 】

(漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ ICTを活用した情報収集



【 管理措置 】

関係者の意見を聴く

TAC・IQ

- ・ TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定
- ・ 漁獲の実態を踏まえ、実行上の柔軟性を確保
- ・ 準備が整った区分からIQを実施

資源管理協定

- ・ 自主的管理の内容は、資源管理協定として、都道府県知事の認定を受ける。
- ・ 資源評価の結果と取組内容の公表を通じ管理目標の達成を目指す。

資源調査・評価の充実（資源評価対象魚種の拡大）

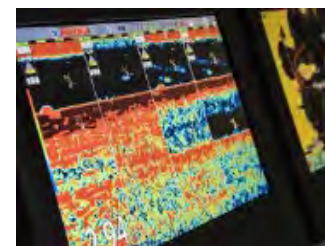
- これまで、資源評価は、50種（平成30年度。現行T A C魚種を含む。国際資源であるサンマとクロマグロを除く。）を対象に実施してきた。
- 改正漁業法は、「農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとする」と規定（法第9条第4項）。
- これを受け、令和5年度までに資源評価対象魚種を200種程度に拡大し、それ以降もデータの蓄積と資源評価精度の向上を図る。（参考：米国は479資源、EUは226資源を評価）

＜資源評価を行う水産資源の条件＞

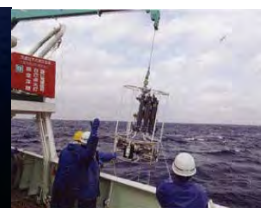
1. これまでは、広域に分布するものを中心として資源評価を実施。
2. 今後は、以下の条件に合うものから順次調査・評価を開始していく。
 - ① 都道府県から要望を受けた水産資源
 - ② 大臣許可漁業の対象水産資源
 - ③ 広域で漁獲されている水産資源
 - ④ 広域で種苗放流されている水産資源
 - ⑤ 一般に流通している水産資源
 - ⑥ 資源評価に利用できる情報の収集が見込まれる水産資源



トロール調査

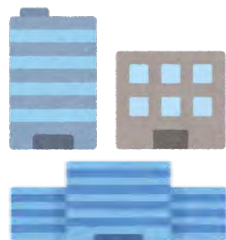


魚群探知機調査



調査船調査

都道府県研究機関



水研機構支所

水産資源研究センター



大学等
研究機関



無人調査機
（ROV・AUV等）



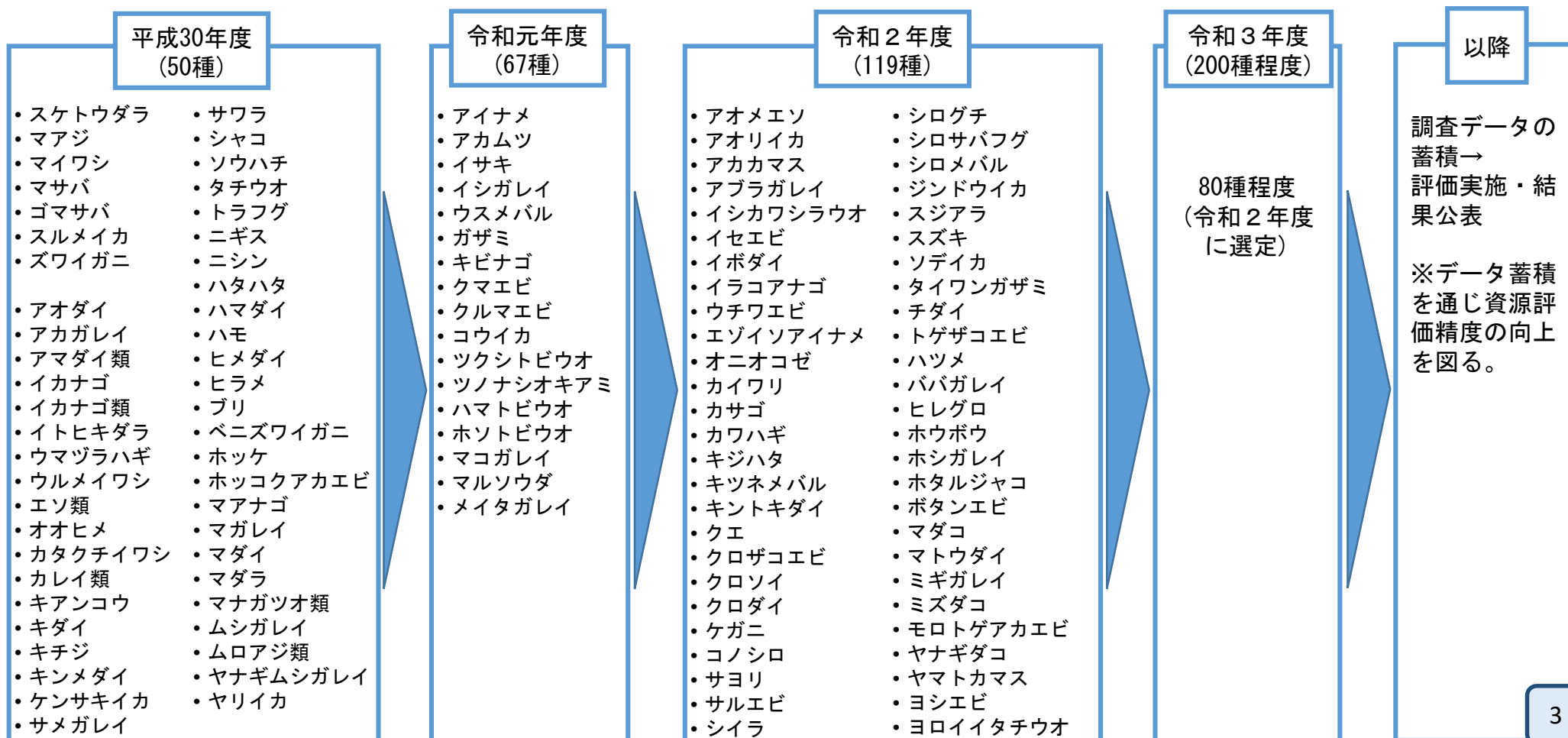
市場調査

水産資源研究センター（水研機構）と都道府県研究機関や大学等との連携を強化

資源調査・評価の充実（資源評価対象魚種の拡大） - 続き -

- 令和元年度は、これまで県が主体となり実施していた水産資源のうち、平成30年度の資源評価対象魚種に含まれない17種を加え、資源評価対象魚種を67種に拡大。
- 令和2年度は、①県から要望を受けた31種、②大臣許可漁業の主な対象である15種、④広域で種苗放流されている6種の合計52種について調査を開始し、119種に拡大。
- 令和3年度は、条件に合う水産資源の中から、80種程度を選定、調査を開始し、200種程度に拡大。

【資源評価対象魚種の拡大スケジュール】



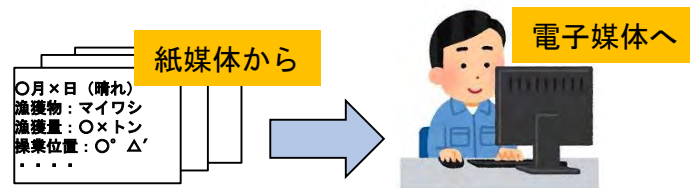
資源調査・評価のため漁獲情報等の収集

- 漁獲情報の収集は、「資源量」と「漁獲の強さ」の客観的な説明、環境変動による資源変動の兆候の把握、取組状況のモニタリングなど、資源評価・資源管理双方にとって重要。
- 漁獲情報等の収集拡大のため、次の措置を講じることとしている。
 - ①改正漁業法においては、大臣許可漁業に加え、知事許可漁業にも漁獲実績報告を義務付けるとともに、漁業権漁業についても資源管理や漁場利用の状況報告を義務化することとし、漁獲情報等のデータ量を拡大（漁業の実態に応じて過度な負担とならないよう留意）
 - ②大臣許可漁業については、現在の漁獲成績報告書を電子化し、リアルタイムの報告を可能とする体制を構築
 - ③主要な漁協・産地市場から、400市場以上を目途に水揚げ情報を電子的に収集し、資源調査・評価に活用できる体制を構築

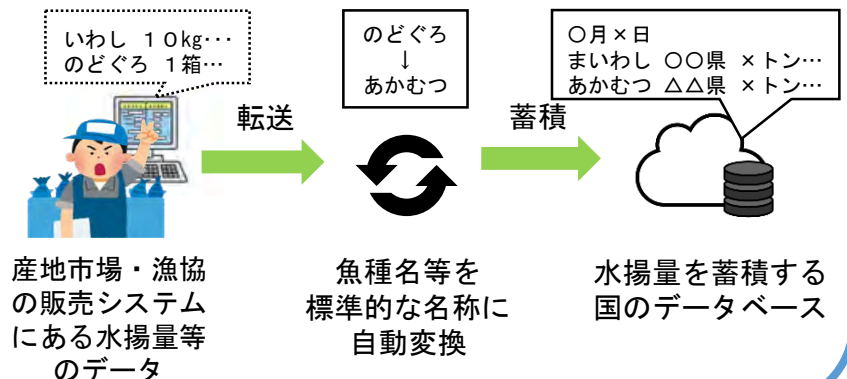
【取組の具体的なイメージ】

電子漁獲報告の実装、普及

- 大臣許可漁業（大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、北太平洋さんま漁業など）を営む者は、現在、漁獲成績報告書の提出が義務
- 電子による漁獲報告のためのシステム改修を行うとともに、順次、これらを営む漁業者に対しその実装と普及を推進



産地市場・漁協からの水揚げ情報の迅速な収集



国や都道府県の資源評価に活用

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（現行TAC魚種）

- 改正漁業法は、資源管理はTACによる管理を行うことを基本とすると規定（第8条第1項）。
- 現行TAC魚種（8魚種）については、以下のプロセスにより令和3年漁期から最大持続生産量（MSY）ベースの管理へ移行する（サバ類については先行的に令和2年漁期から実施）※。

※ 国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づく。

【資源管理の流れ】

- 1 水研機構は、資源ごとに、
 - ① MSYを達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、
 - ② それらと現在の「資源量」と「漁獲の強さ」を比較した評価（神戸チャート）を行うとともに、
 - ③ MSYを達成させるための管理方法の検討を行う材料（資源管理目標と漁獲シナリオ）を提供

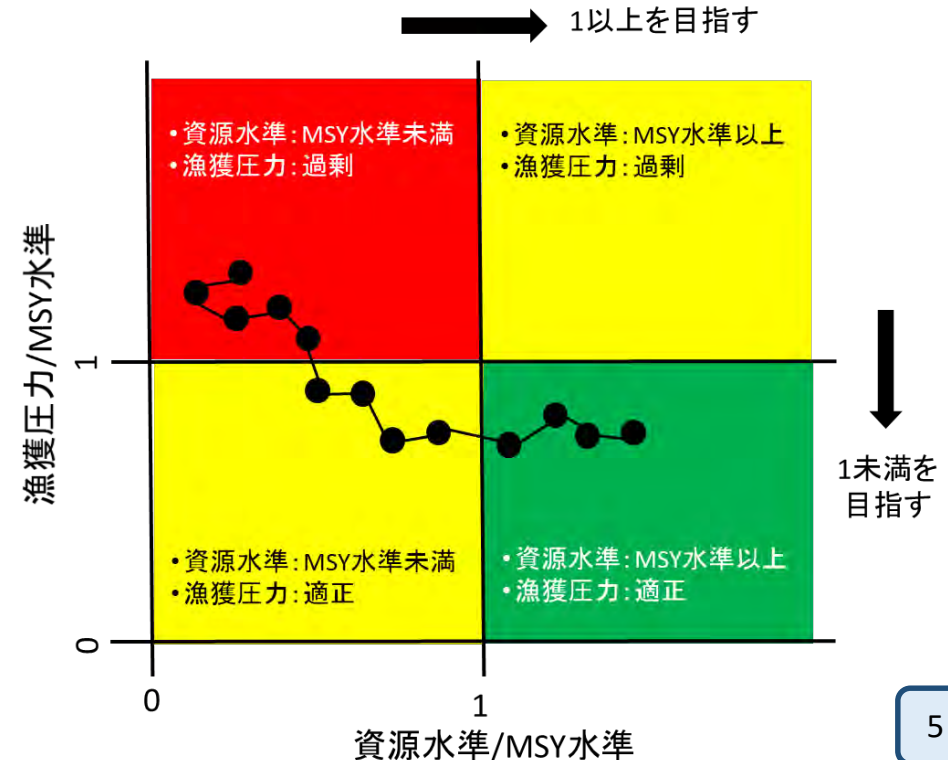
- 2 ステークホルダー会合の結果を踏まえ、資源管理目標と漁獲シナリオを決定

- 3 資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内でTACを設定

【神戸チャート*】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さに加え、最大持続生産量を達成する水準との関係を図示したものが神戸チャート。

* 資源の状態と漁業の状態の過去からの推移を分かりやすく可視化するために作成されたグラフ。この名称は、2007年に神戸で開催された「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」に由来。

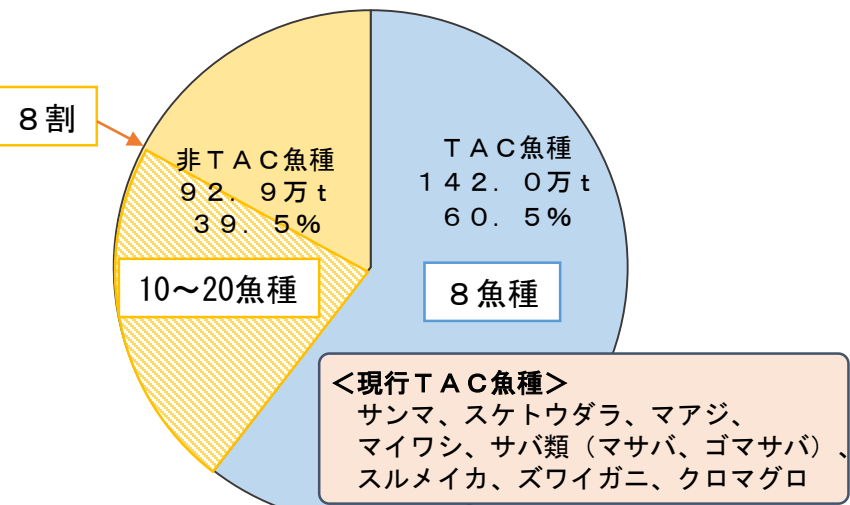


MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大①）

- TAC魚種は、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込むこと（「水産政策の改革について」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部決定「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂）」）となっており、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めていく。
- このため、現行TAC8魚種に加え、漁獲量の多いものを中心に、資源調査・評価の進捗を踏まえ、優先的にMSYベースの資源評価に取組みTAC管理を行う資源を定めていく（令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割がTAC管理に）。

＜漁業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議＞
漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする。

【参考1：漁獲量における現行TAC魚種の割合】
(H28～H30平均)



【参考2：漁獲量順位表(H28～H30平均)】

	魚種	漁獲量 (t)	比率	累計		魚種	漁獲量 (t)	比率	累計
1	さば類★	520,743	22.2%	22.2%	19	べにずわいがに	15,112	0.6%	86.4%
2	まいわし★	466,844	19.9%	42.0%	20	おきあみ類	14,651	0.6%	87.0%
3	かたくちいわし	142,704	6.1%	48.1%	21	にしん	9,795	0.4%	87.4%
4	すけとうだら★	130,335	5.5%	53.7%	22	ひらめ	6,886	0.3%	87.7%
5	まあじ★	129,398	5.5%	59.2%	23	すずき類	6,654	0.3%	88.0%
6	さんま★	108,854	4.6%	63.8%	24	たちうお	6,648	0.3%	88.3%
7	ぶり類	108,147	4.6%	68.4%	25	さめ類	6,214	0.3%	88.5%
8	うるめいわし	74,885	3.2%	71.6%	26	はたはた	6,146	0.3%	88.8%
9	するめいか★	60,195	2.6%	74.2%	27	ちだい・きだい	4,961	0.2%	89.0%
10	しらす	54,849	2.3%	76.5%	28	このしろ	4,882	0.2%	89.2%
11	まだら	46,308	2.0%	78.5%	29	ふぐ類	4,774	0.2%	89.4%
12	かれい類	41,872	1.8%	80.2%	30	あかいがに	4,181	0.2%	89.6%
13	たこ類	36,097	1.5%	81.8%	31	ずわいがに★	4,104	0.2%	89.8%
14	ほっけ	22,946	1.0%	82.8%	32	いさき	3,907	0.2%	89.9%
15	むろあじ類	21,359	0.9%	83.7%	33	あなご類	3,506	0.1%	90.1%
16	さわら類	17,059	0.7%	84.4%	34	くろだい・へだい	3,029	0.1%	90.2%
17	いかなご	15,850	0.7%	85.1%	35	にぎす類	2,902	0.1%	90.3%
18	まだい	15,287	0.7%	85.7%					

※現行TAC魚種は黄色ハイライト・星印

※ データ元：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
※ 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（TAC魚種拡大②）

- 漁獲量の多いものの中には、沿岸漁業、特に定置網漁業や底びき網漁業で多く漁獲されるものが含まれており、数量管理の導入に当たっては、想定外の大量来遊による漁獲の積み上がり等への対応や迅速な漁獲量の収集体制の整備などの課題の検討が必要となる。
- このため、新たなTAC管理対象候補資源については、現場の漁業者の意見を十分に聴き、必要な意見交換を行うこととし、専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会（仮称）」を水産政策審議会の下に設け、資源評価結果や水産庁が検討している内容について報告し、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえて論点や意見の整理をする。
- 同部会での整理を踏まえ、「資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）」を開催する。

検討の進め方

- TAC管理を検討する際には、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い、資源評価体制が整っている資源を「第1陣」とする。また、MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源を「第2陣」とする。
- 下記の漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのものから、順次検討を開始する。この場合、漁業の実態を踏まえた実行可能性も考慮することとし、関係者との丁寧な意見交換を踏まえながら、TACによる資源管理の開始を目指していく。

第1陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の揃い
資源評価体制が整っている資源

第2陣：MSYベースの資源評価に利用可能なデータの種類の少ない資源

資源ごとに ①MSYベースの資源評価と管理目標と漁獲シナリオの提案

②上記部会での整理も踏まえ、ステークホルダー会合での意見交換の実施（その際、適切な管理手法も併せて検討）

令和2年度 特に資源評価体制が充実している資源から、可能なものについて、神戸チャートを公表

令和3年度 特に資源評価体制が充実している資源

令和4年度 上記以外の資源

令和3年度

～

令和4年度

- ① 第1陣で先行的に検討を開始する資源に関連する資源や、限られた漁業種類において混獲ではなく主たる対象魚として漁獲されるもの
- ② 上記以外の資源

TACによる資源管理の開始

令和3年度～5年度

令和5年度

漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの（○内の数字は漁獲量の順位（平成28年～30年の平均漁獲量））

第1陣 ③カタクチイワシ、⑦ブリ、⑧ウルメイワシ、⑪マダラ、⑫カレイ類（ソウハチ、ムシガレイ、ヤナギムシガレイ、サメガレイ、アカガレイ、マガレイ）、⑭ホッケ、⑯サワラ、⑰マダイ、⑳ヒラメ、㉑トラフグ、○キンメダイ

第2陣 ⑮ムロアジ類、⑰イカナゴ、⑱ベニズワイガニ、㉓ニギス

注：トラフグは「ふぐ類」の一部、キンメダイは「その他の魚類」の一部として集計。

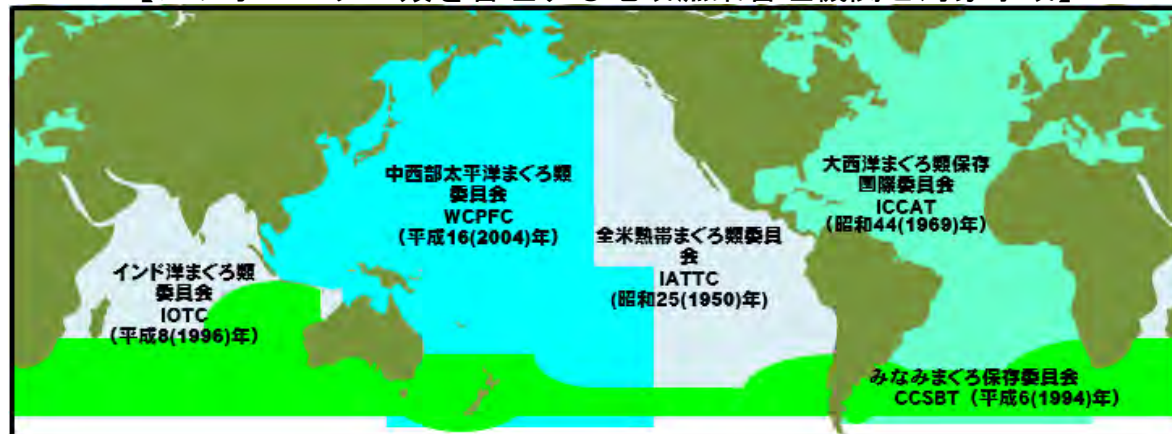
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（国際資源）

- 国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（国際資源）のうち、我が国を対象とした数量管理が導入されているもの（ミナミマグロ、大西洋クロマグロなど）については、令和2年度から、国際約束を遵守する観点からも、TAC対象化を進めていく。

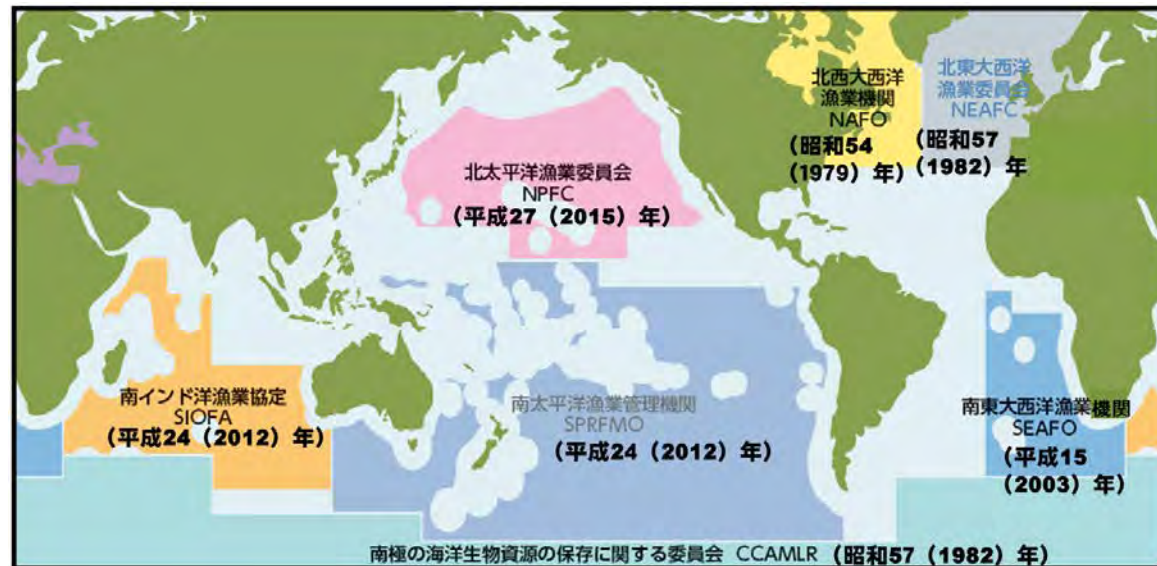
第13条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たっては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この条及び第52条第2項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めようとするときは、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標その他の資源管理に関する事項を考慮しなければならない。

【カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域】



【カツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域】



I Q管理の導入

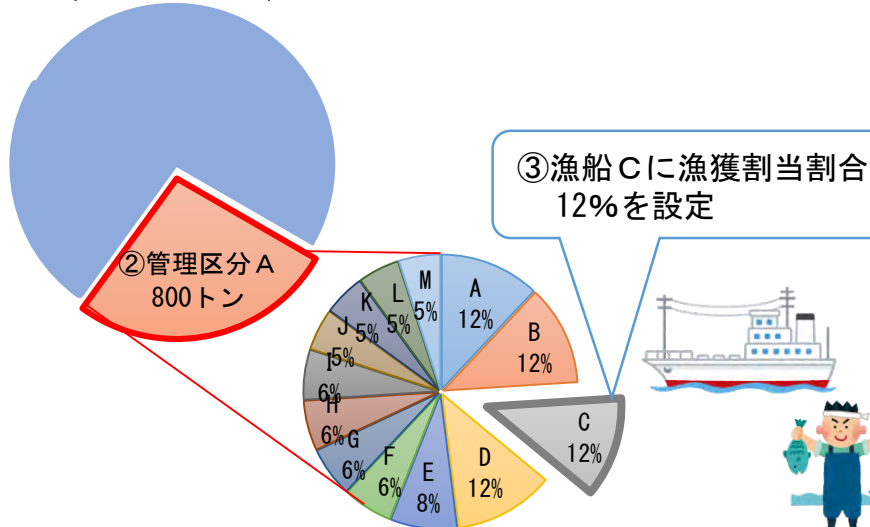
- 改正漁業法は、T A Cによる管理は漁獲割当て（I Q）により行うことを基本とすると規定（第8条第2項・第3項）。
- このため、大臣許可漁業については、
 - ① 現在I Q的管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、改正漁業法に基づくI Q管理を導入する。
 - ② 令和5年度までに、T A C魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にI Q管理を原則導入する。
- 沿岸漁業においてもI Q的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、T A C魚種については、魚種、地域によって改正漁業法に基づくI Q管理への移行を目指す。

第8条第2項 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする。

同第3項 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。以下同じ。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下この章及び第43条において「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。

漁獲割当て割合の設定（有効期間は5年が基本）

①20XX年のT A C：3,000トン



年次漁獲割当量の設定（管理年度ごと）

①20XX年のT A C：3,000トン

②管理区分Aへの配分量：800トン

$$800 \times 12\%$$

③漁船Cの漁獲割当て割合：12%

漁船Cの20XX年の年次漁獲割当量（I Q）：96トン



新たな資源管理システムにおける管理手法①

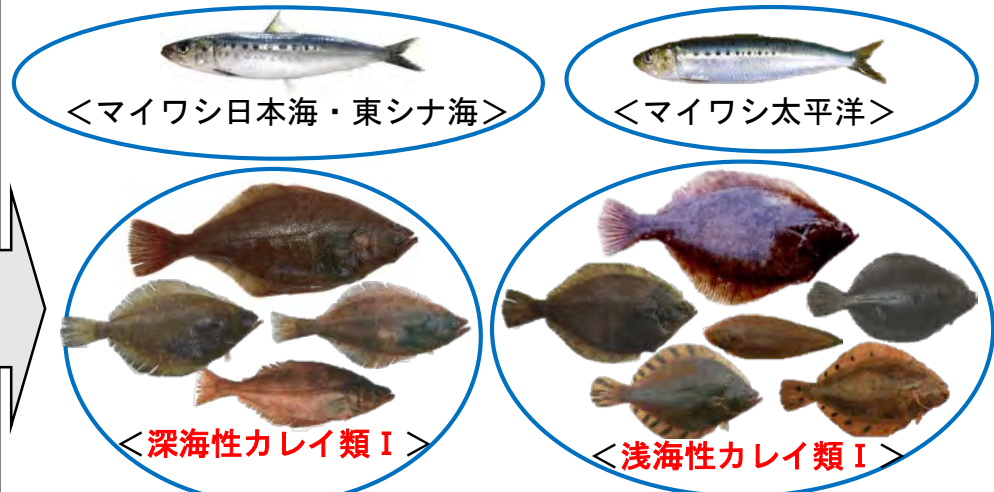
[TAC魚種の指定]

- TACによる管理を行う水産資源は、「特定水産資源（TAC魚種）」に指定する。
 - ◎ 通常の場合は、1魚種1系群が1つのTAC魚種となる。（例：マイワシ太平洋）
 - ◎ ただし、底びき網漁業などにより多数の類似種が一度に漁獲される場合には、複数の魚種・系群を一括りにして1つのTAC魚種（例：深海性カレイ類Ⅰ、深海性カレイ類Ⅱ、…、浅海性カレイ類Ⅰ、…）とする方向も検討可能。

[TACの数量の設定]

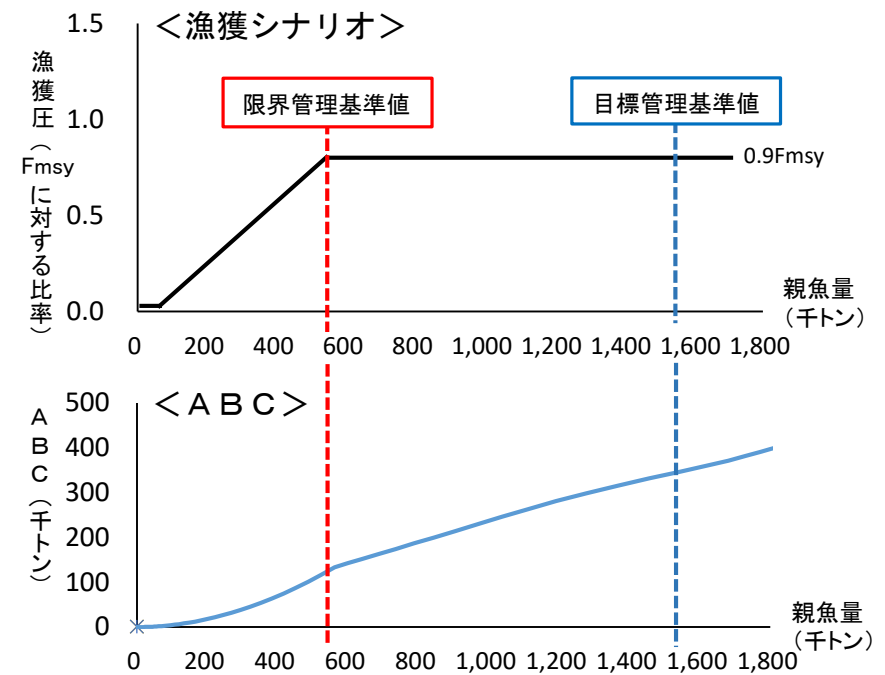
- TACは、資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定した生物学的許容漁獲量（ABC）の範囲内で設定する（これまでのTAC管理と同じ）。

【TAC魚種の指定（例）】



参照：わが国周辺の水産資源の現状を知るために <http://abchan.fra.go.jp/index.html>
岩手県水産技術センターWeb魚類図鑑 https://www2.suigi.pref.iwate.jp/others_log/reference

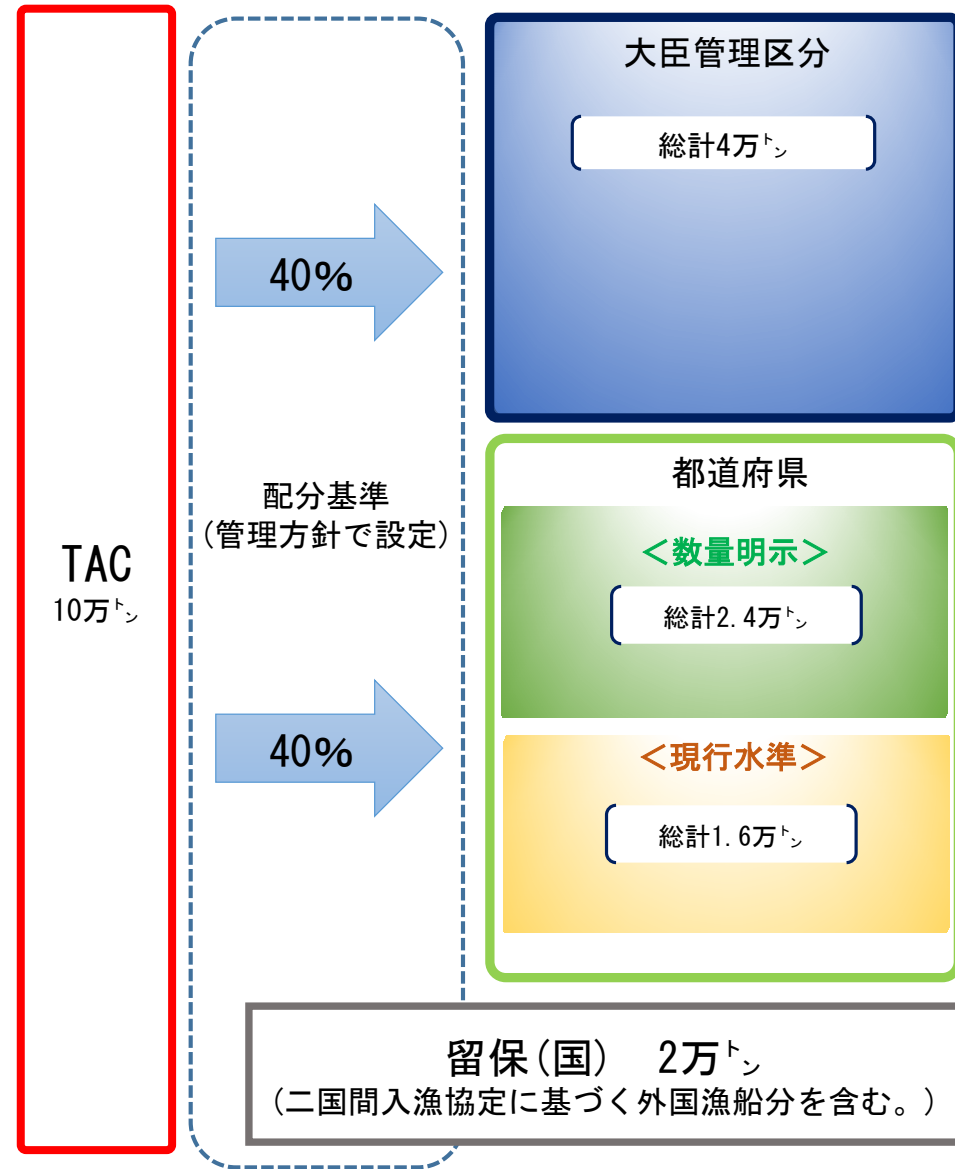
【資源量、漁獲シナリオ、ABCの関係（イメージ）】



新たな資源管理システムにおける管理手法②

[管理区分ごとのTACの配分]

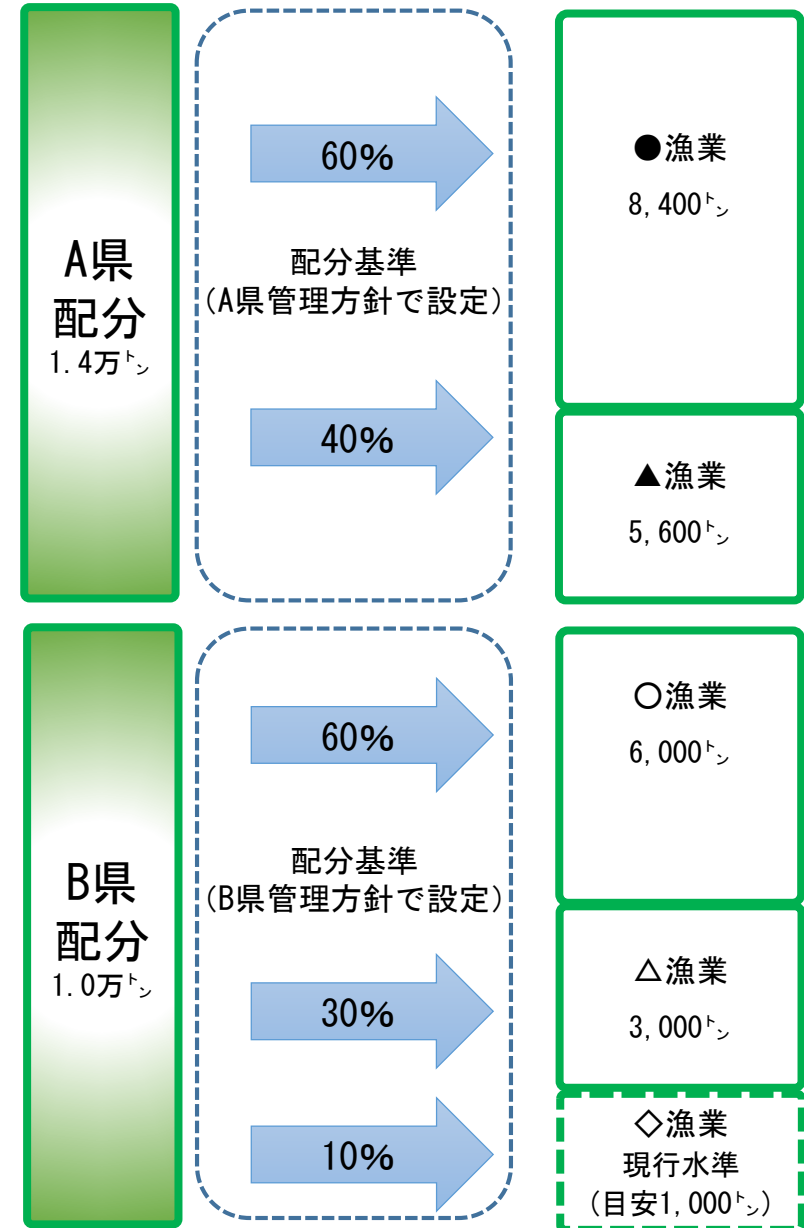
- 設定されたTACは、大臣管理区分と都道府県へ配分する。
 - ◎ 配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、漁業の実態その他の事情を勘案して、TAC魚種ごとに資源管理基本方針に定める。
 - ◎ 漁獲量の比較的多い都道府県には数量を明示して配分する。漁獲量の比較的小さい都道府県には、配分数量を明示せず、「現行水準」とする。（目安とする数量は示す。）
- TAC超過防止のためのセーフティーネット又は想定外の大量の来遊等に対する数量超過のリスク低減措置として、必要に応じ「留保枠」を設定し、国で管理する。
 - ◎ 留保枠からの配分の条件はTAC魚種ごとに決定する。
 - ◎ 二国間入漁協定により、外国漁船に割り当てる数量も留保枠に含める。



新たな資源管理システムにおける管理手法③

[都道府県内の配分]

- 各都道府県に配分された数量は、都道府県の資源管理方針に定める基準に即して、都道府県が定める管理区分へ配分される。
- 数量配分された都道府県においても、一部の管理区分を「現行水準」管理とすることが可能。なお、このように設定する場合の基準は明示することが必要。



※県の内枠として留保枠を設定することも可能。

新たな資源管理システムにおける管理手法④

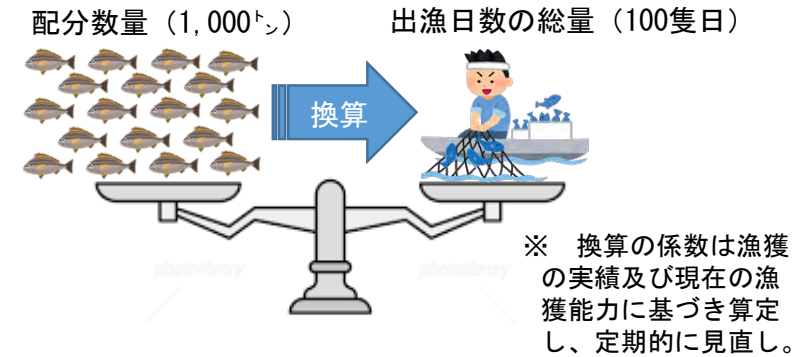
【配分数量が明示された場合の管理手法】

- 漁獲量を管理する手法は、管理区分ごとに資源管理基本方針／都道府県資源管理方針において以下のいずれかを定める。
 - ① IQによる管理
 - ② (①の管理を行う準備が整っていない場合) 漁獲量の総量による管理
 - ③ (資源の特性及び採捕の実態を勘案して、②の管理を行うことが適当でないと認められる場合) 配分数量を出漁日数などの漁獲努力量へ換算、その総量による管理 (漁獲努力量管理)

【数量の移転・融通】

- IQによる管理を行う管理区分においては、農林水産大臣／都道府県知事の承認を得て、漁業者間で年次漁獲割当量の移転が可能。
- 漁獲量の総量による管理区分においては、
 - ◎ 都道府県内の管理区分間の数量の融通が可能。
 - ◎ 都道府県間や大臣管理区分と都道府県間の融通も可能。

【漁獲努力量算定のイメージ】



【年次漁獲割当量移転のイメージ】

漁業者・漁船	年次漁獲割当量 (当初)	年度途中 漁獲状況	今後の 操業見込み	移転手続 (大臣・知事 の承認)	年次漁獲 割当量 (移転後)
A・a丸	70 ^{トン}	69 ^{トン}	操業継続を希望	+15 ^{トン}	85 ^{トン}
B・b丸	70 ^{トン}	50 ^{トン}	残り10 ^{トン} 程度で終了	▲10 ^{トン}	60 ^{トン}
C・c丸	70 ^{トン}	65 ^{トン}	操業終了	▲5 ^{トン}	65 ^{トン}

【数量の融通のイメージ】

管理区分	当初	年度途中 漁獲状況	今後の 操業見込み	融通	変更後
A管理区分	5,000 ^{トン}	4,400 ^{トン}	漁期終了	△500 ^{トン}	4,500 ^{トン}
B管理区分	3,000 ^{トン}	2,900 ^{トン}	漁期は継続見込み	+500 ^{トン}	3,500 ^{トン}

新たな資源管理システムにおける管理手法⑤

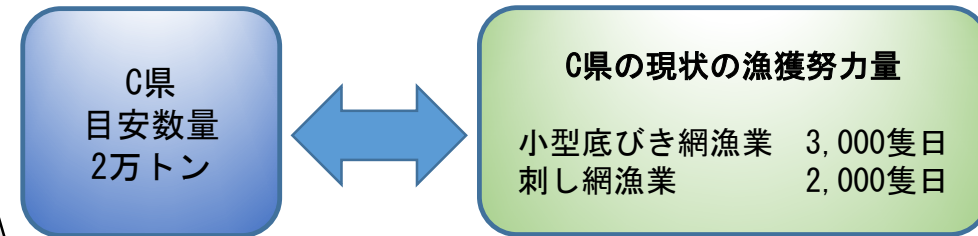
〔配分数量が明示されない場合の管理手法〕

- 「現行水準」とされた管理区分においては、目安として示された数量（以下「目安数量」という。）を、漁獲努力量（出漁日数など）を現状以下に抑えることにより管理。
 - ◎ 漁獲努力量が現状を超えるような場合には注意喚起を行う。
 - ◎ 漁獲量が目安数量を大幅に超えるような場合には指導を行う。

〔TAC魚種における漁業者自らの取組との関係〕

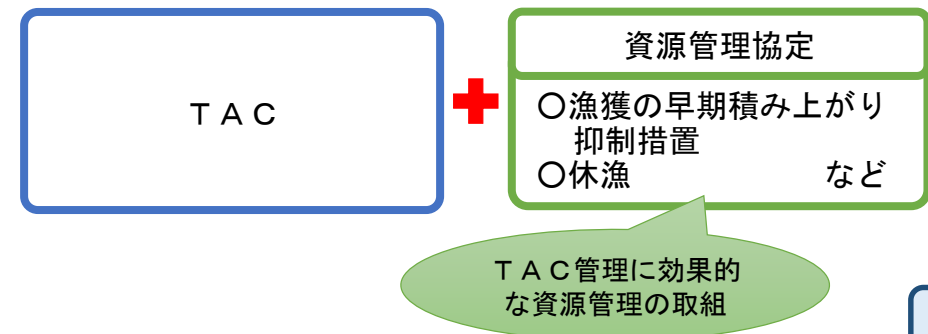
- 自主的な資源管理を実践する「資源管理計画」については、改正漁業法に基づく「資源管理協定」に順次移行し、漁獲の早期積み上がり抑制措置や休漁など、TACの全体管理に効果的な資源管理の取組を推進する。

【「現行水準」管理のイメージ】



漁獲量	小型底びき網の漁獲努力量	対応
20,000トン未満	3,000隻日未満	特になし
20,000トン未満	3,000隻日以上	注意喚起
20,000トン以上	3,000隻日未満	指導を実施 ・混獲回避措置の実施 ・目的とする操業の回避 ・他の魚種を目的とする漁場への移動 など (翌年以降の漁獲努力量を再検討)
20,000トン以上	3,000隻日以上	上記よりも強い指導を実施

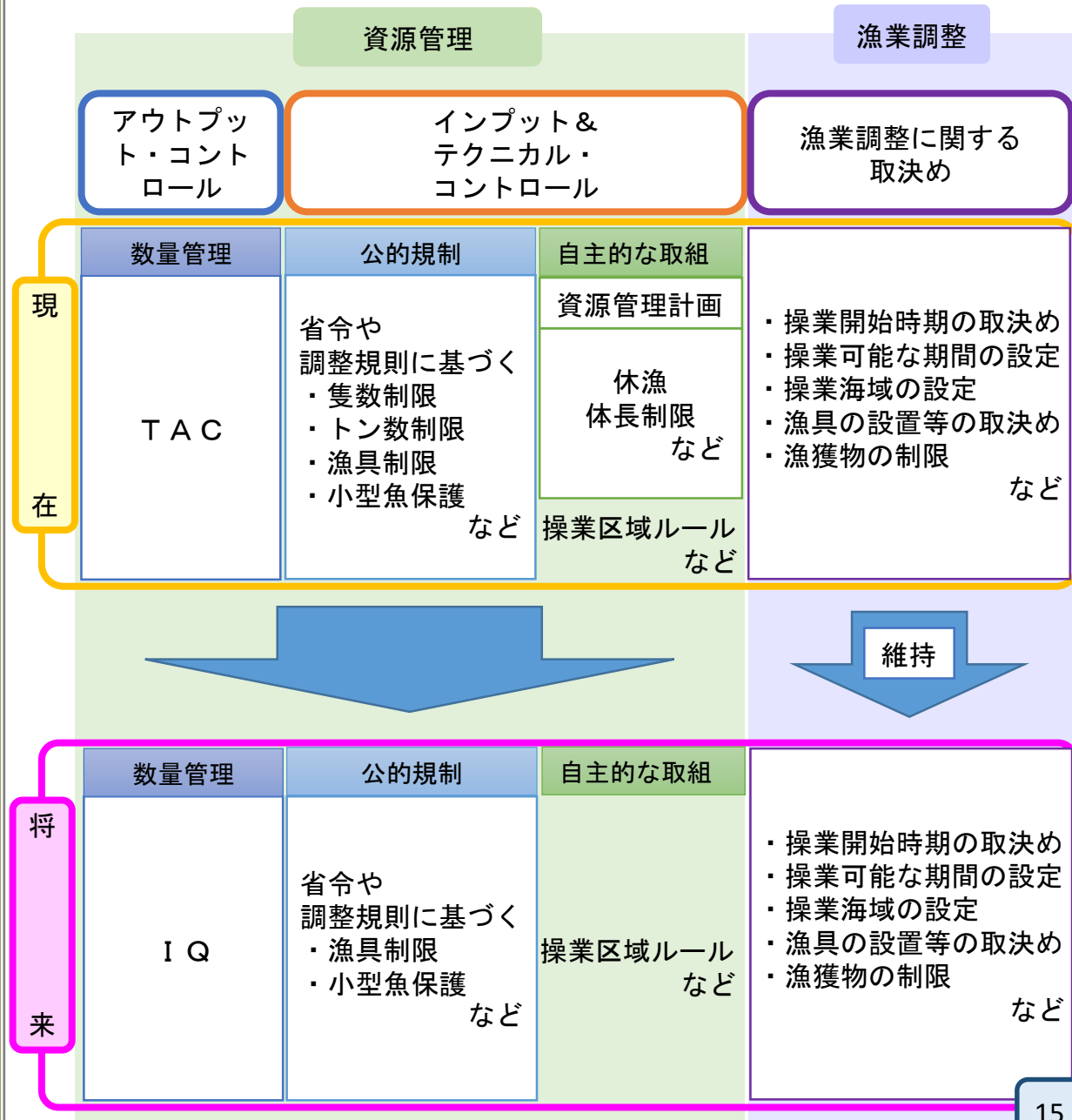
【TAC魚種における漁業者自らの取組との関係のイメージ】



新たな資源管理システムにおける管理手法⑥

[I Qを導入した資源管理の全体像]

- T A C魚種を漁獲する漁業においては、T A C管理を行いつつ、操業の秩序を守る観点からも、許可制度等の公的規制や漁業者が策定し、行政機関の確認を受けた「資源管理計画」を通じたインプット・コントロールやテクニカル・コントロールを従来より行ってきた。
- 改正漁業法は、T A C管理は I Qにより行うことを基本とすると規定。 I Qの導入により、確実な数量管理が可能となるとともに、先獲り競争を防ぎ、漁獲物のサイズを選んだ操業ができるというメリットがある。
- I Qに移行した魚種については、資源管理の側面からは、細かなルールは不要となるが、沿岸漁業者との漁場利用に関する紛争防止などを定めた漁業調整に関する取決めは、引き続き必要。
- I Qによる管理を行う漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

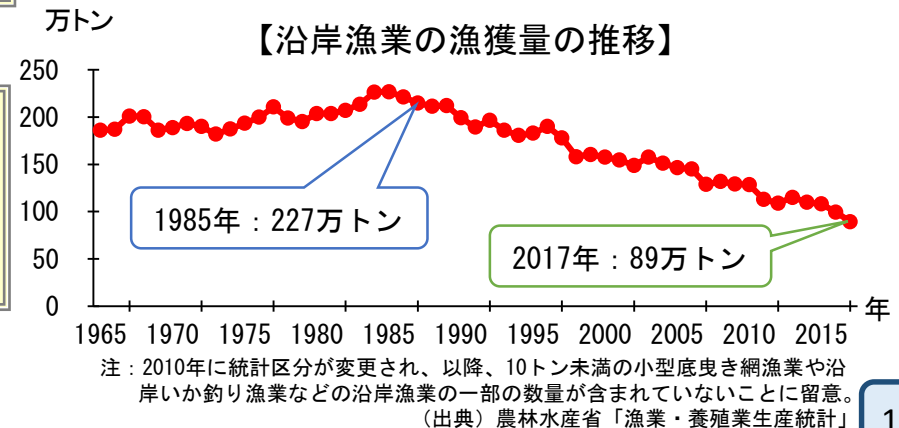
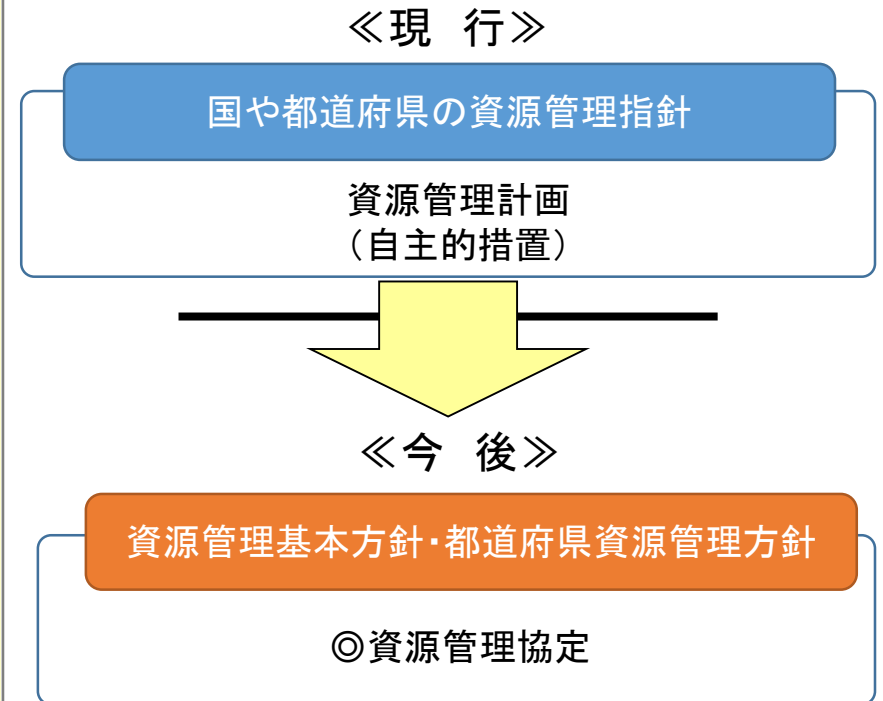


新たな資源管理システムにおける自主的な管理①

[これまでの自主的な管理と今後]

- これまで自主的な資源管理の取組については、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとってきた。
- 改正漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは今後も存続することとし、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することとする（移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止）。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担う。

- 沿岸漁業においては、TAC魚種以外の水産資源（非TAC魚種）の漁獲は量で約6割、生産額で約8割を占めており、生産量は漸減傾向にあることから、効果的な資源管理の取組は急務。



新たな資源管理システムにおける自主的な管理②

[資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 非TAC魚種については、漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図る。

① 「資源管理協定」を策定する際には、

ア 資源評価※対象種（令和5年度までに200種程度に拡大）については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。

※ 資源評価は、水研機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。

イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。

② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。

③ 「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行は令和5年度までに完了する。

④ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。

- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

【非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ】

